

国空航第 824 号 平成 24 年 3 月 28 日（制定）
国空安政第 1903 号 令和 7 年 11 月 27 日（最終改正）

准定期運送用操縦士課程に係る 航空従事者養成施設指定申請・審査要領

国土交通省航空局安全部安全政策課

准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領

目 次

第 1 部 総則	1
第 2 部 指定養成施設の指定及び限定変更承認の基準	3
第 3 部 教育規程記載要領	12
第 4 部 指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定	16
第 5 部 准定期運送用操縦士の技能証明課程に関する細則	23
第 6 部 准定期運送用操縦士に対する型式限定変更課程に関する基準	30
様 式	35
附 則	74

准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領

第1部 総則

1. 目的

本要領は、准定期運送用操縦士に係る航空法第29条第4項の規定による航空従事者の養成施設の指定に関して、航空法及び同法施行規則に規定される申請及び審査を行うための方法等を定めることを目的とする。

2. 本要領の位置付け

准定期運送用操縦士に係る指定航空従事者養成施設（以下、「指定養成施設」という。）の指定、課程についての限定の変更及び指定の取消し等は、航空法及び同法施行規則に規定するもののほか、本要領に定めるところにより行わなければならない。ただし、課程についての限定の変更を「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」第9部の規定に基づいて行う場合その他本要領の一部又は全部を適用することが適当でないと認められる場合には、指定養成施設として同等以上の能力及び安全性が確保できるとして航空局安全部安全政策課長が指定する他の方法によることができる。

3. 用語の定義

以下の用語が本要領で使用されており、それらは以下の意味である。

MPL (Multi-crew

pilot license) : 准定期運送用操縦士技能証明の資格。

CBT (Competency

Based Training) : 業務内容を細分化し、業務単位ごとに必要な能力を付与するための訓練を設定した上で、当該訓練の実施及び能力取得状況の評価を継続的に行う訓練。

MCC (Multi Crew

Cooperation) : 二人操縦機を運航する乗務員が相互に共通認識を持ち協調して運航を行うための訓練手法。

FSTD

: 模擬飛行装置等。

コンピテンシー

: 業務内容を所定の基準で実施するために必要なスキル、知識及び姿勢などの能力の組み合わせ。

コンピテンシー

エレメント : 達成されるべきコンピテンシーの具体的な科目であり、その評価基準が達成時期毎に示され、その結果が確認できるもの。

コンピテンシー

ユニット : 複数のコンピテンシーエレメントから構成されているコンピテンシーの大きな枠組み。

エラー

: 組織又は航空機乗組員の意図または期待から逸脱するような航空

	機乗組員の行為又は不作為。
スレット	: 航空機乗組員が直接関与していない領域で発生し、運航の複雑度を追加させるような事象又はエラーであり、また安全マージンを維持するために処理されなければならないもの。
スレットアンド エラーマネジメント	: スレットやエラーが発生した状況等において、その状況を迅速かつ適確に認識し、各乗員間で共有した上で、適切に対処する能力。
サプリメント	: 当該申請・審査要領において、教育規程には記載しないものの、MPL課程において必要な教育訓練の細部事項を記載したもの。
技能確認評価票	: Core、Basic、Intermediate、advancedフェーズに所属する訓練生の評価記録票。
MPL課程	
技能審査成績票	: Advancedフェーズに属している訓練生が、最終的にMPL技能を有していると証明される書類。
コンピテンシーエレメント	
個別達成記録票	: MPL課程における4つのフェーズにおける訓練生のコンピテンシーエレメントの達成記録票。
ISD技法	: 設計、実施、分析、評価から構成されており、訓練後の評価によるプログラム再設計によりパフォーマンス向上を可能とする技法。
MPLライン運航	
確認評価書	: MPL課程で技能審査を修了した者が、ライン運航を実施した場合に、必要な技量が訓練により取得できているかを証明する書類。
PANS-TRG	: ICAOのドキュメントANNEX 1を補完するものであり、国際標準及び勧告方式 (SARPs) の内容より詳細に、航空従事者に訓練を提供する組織に適用される実践的手順を指定するもの。
Upset Prevention and Recovery Training (UPRT)	
	: 航空法施行規則別表第二に定める「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行」に係る訓練。

第2部 指定養成施設の指定及び限定変更承認の基準

指定養成施設の指定の基準は、航空法施行規則第50条の4に規定されているが、准定期運送用操縦士課程に対する具体的な基準は以下のとおりとする。

1. 設置者及び管理者の要件「当該養成施設を適正、かつ確実に運営できる等」(第1号ロ、第2号ハ)

設置者は、当該施設を教育規程に従って適正かつ確実に運営できる者であり、管理者は、当該施設の運営を適切に管理できる者であること。また、設置者（設置者が法人である場合には、当該法人の経営に責任を有する者）は、安全政策課長が別途定める指定養成施設における安全管理に関する指針に基づいて、その権限及び責任において航空機の運航を伴う実技教育の安全管理に関する文書を作成するとともに、当該文書に記載されたところに従い実技教育が実施される体制を構築すること。ただし、航空運送事業者が設置する養成施設であって、当該事業者が航空法第103条の2の規定により構築する安全管理体制のもとで航空機の運航を伴う実技教育が実施される施設にあっては、この限りでない。

2. MPL課程の指定に必要な実績「航空従事者の養成について相当の実績を有する」(第1号ハ)

当該施設が新たにMPL課程に係る養成施設としての指定を受ける場合、又はすでに指定された養成施設に新たにMPL課程を追加する場合、MPLの養成に関して、国際的に十分な実績・知見が確立されるまでの間は、以下の基準を満足するものであること。

- (1) 航空法施行規則第50条の4に基づき、既に飛行機による基礎課程（事業用操縦士課程、多発限定変更課程及び計器飛行証明課程のすべての課程）又は、操縦に2人を要する飛行機への技能証明課程又は限定変更課程の指定があり、その教育を、2年以上又は3コース以上行っていること。なお、ICAOの締約国である外国の政府が発行する技能証明を日本の技能証明に切替えることのみを目的とした基礎課程、技能証明課程及び限定変更課程は、除くこととする。
- (2) 上記(1)のいずれかの課程に対する修了者が6名以上であること。

3. 学科教官の要件(第3号)

(1) ①「必要な数」(各号列記以外の部分)

学科教育の科目ごとにその科目の教育を行うについて必要な数とする。なお、学科教官は、1名で2以上の科目を担当することができる。

②「主席学科教官」(各号列記以外の部分)

学科教官として必要な教育（学科教官の任用、技量保持等を含む。）を管理し、学科教育全般について責任を有するものとする。

(2) 「相当の実務の経験を有する者」(ロ)

航空従事者・無線従事者・運航管理者・気象予報士等の資格を有する者とし、これらの資格を有していない者については、当該学科に相当する教育科目に関して3年以上の

教育歴又は実務歴を有するものとする。

- (3) 「課程に係る学科の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であつて教官として必要な教育を受けている」 (ハ)

MPL課程に係る学科教育を行うのに必要な知識・能力が備わっており、各施設が規定する下記による教官任用教育を修了し、当該教育が適正に行えることを管理者又は主席学科教官が審査し、指定養成施設内で学科教官の認定を受けていること。なお、当該施設の複数の課程で共通する科目の教官である場合は、1の課程での任用教育等を実施することにより他の課程の任用教育等を一部省略することができる。

- ① 指定養成施設の概要
- ② 教育訓練技法
- ③ 担当科目のオブザーブ

4. 実技教官の要件（第4号）

- (1) ①「必要な数」（各号列記以外の部分）
1) 実技教官1名が担当する訓練生は6名以下であること。
2) 実技教育を受ける訓練生をグループに分ける場合には、グループごとに担当の実技教官を配置すること。
②「主席実技教官」（各号列記以外の部分）
課程全体の実技教育に関して管理業務を行うこと。
- (2) 「課程に係る実技の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であつて教官として必要な教育を受けている」 (ハ)
- 課程の資格、教育の方法や限定の別ごとに必要な知識・能力が備わっており、各施設が規定する下記による教官任用教育を修了し、当該教育が適正に行えることを管理者、主席実技教官又は各フェーズの実技教育及び実技教官を管理する者が審査し、指定養成施設内で実技教官の認定を受けていること。なお、当該施設の複数の課程（複数の型式に係る定期運送用操縦士、事業用操縦士、准定期運送用操縦士及び型式限定変更課程にまたがる場合を含む。）又はフェーズの教官である場合は、1の課程又はフェーズでの任用教育等を実施することにより他の課程又はフェーズの任用教育等の一部を省略することができる。
- ① 指定養成施設の概要
 - ② 教育訓練技法
 - ③ 担当科目のオブザーブ及びPANS-TRG 第5章のアタッチメントに記載されている教官のためのコンピテンシーの習得及び同第2章のパラグラフ2.2に記載されているコンピテンシーベースの取り組みを理解させる教官任用訓練

参考：PANS-TRG 第5章のアタッチメント：各構成員（教官、コース開発者、技能審査員等）に要求されるコンピテンシー

参考：PANS-TRG 第2章のパラグラフ2.2：訓練及び査定に対応するためのコンピテ

ンシーベースの取り組み。

5. 技能審査員の要件（第5号）

(1) 「必要な数」（各号列記以外の部分）

- ① 当該施設の最大養成数等を考慮し、施設を運営するにあたって必要と認められる数とする。この際、技能審査員の全部又は一部をFSTDによる技能審査に限定又は操縦席以外で訓練生の技量を適切に確認できる位置に着座し行う技能審査した技能審査員（以下「限定技能審査員」という。）とすることができる。
 - ② 技能審査員が実技教官と兼務する場合には、実技教官として教育を行った訓練生に対しては技能審査員として技能審査は行わないなど、公正、中立、厳正な技能審査が行えることを担保する措置を執ることが必要である。なお、この場合、教育規程に当該措置を明記しなければならない。
 - ③ 限定技能審査員を置くことができる課程は、技能審査の全部又は一部をFSTDで行うことが認められた課程又は操縦席以外で訓練生の技量を適切に確認できる位置に着座し行うことが認められた課程に限るものとする。また、その場合には、教育規程にその旨を明記しなければならない。
- (2) 技能審査員は、Advancedフェーズで教官業務を行う資格を有していなくてはならない。また、PANS-TRG第5章アタッチメントに記載されている技能審査員のためのコンピテンシーの習得及び同第2章パラグラフ2.2に記載されているコンピテンシーベースの取り組みを理解させる教官任用訓練を修了していかなければならない。
- (3) 「技能審査に関する能力を有する者であること」（ハ）
本要領の第4部3.の規定により認定を受けた者であること。
- (4) 技能審査員の指名の基準を設定すること。

6. 教育施設の要件（第6号）

(1) 学科の教育を行うために必要な建物その他の施設（イ）

学科の教育を行うのに適切な教室の広さ、数、照明等設備、機材等を有していること。
遠隔教育を行う場合にはこれらに代えて適切な電子ツール、電子機器、インターネット回線等が利用可能であること。

(2) 実技の教育を行うために必要な機材及び設備等（ロ）

本要領第5部～第6部に規定する基準に適合していること。

7. 学科・実技教育の方法（第7号）

本要領第5部～第6部の教育計画に定める基準に適合していること。また、下記要件を満足すること。

(1) 追加教育の基準

訓練生が所定のレベルに達していない場合に、教育規程に定める学科及び実技教育時間に追加して行う教育の方法を設定する。ただし、当該指定養成施設の管理者及び当該

指定養成施設が設定する乗員査定委員会等が適當と認める訓練生は、追加教育の基準を超えて教育を実施することができる。なお、この教育を実施する場合は、管理者等がその適當と認める理由及びその追加教育の内容を予め安全政策課長に提出すること。当該教育の時間には、学科試験（航空法第29条第2項の学科試験をいう。以下同じ。）及び技能審査で不合格となった場合に行われる教育時間は含まないものとする。また、各フェーズの訓練修了時に追加教育に関する届出を提出すること。

(2) 補習の基準

欠席時間数と同等の時間数を補習するものとする。また、補習終了時には補習に関する届出を提出すること。

(3) 教育の中止の基準

次に該当する訓練生については、指定養成施設における教育を中止しなければならない。また、訓練中止時には訓練中止に関する届出を提出すること。

- ① 技能審査までに学科試験に合格しなかったとき。ただし、学科試験に合格していることを入所要件としている場合は、この限りでない。
- ② 追加教育の時間が7.(1)に定める時間を超えたとき。
- ③ 欠席時間数と同等な補習が行えないとき。
- ④ 技能審査を2回受審してこれに合格しなかったとき。ただし、当該指定養成施設の管理者及び当該指定養成施設が設定する乗員査定委員会等が、再教育の後再度技能審査を受けさせることを適當と認めた場合は、安全政策課長に予めその理由及び再教育の内容を報告することにより、1回に限り再度技能審査を受けさせることが出来る。
- ⑤ 技能確認を同一フェーズにおいて2回受審してこれに合格しなかったとき。ただし、当該指定養成施設の管理者及び当該指定養成施設が設定する乗員査定委員会等が、再教育の後再度技能確認を受けさせることを適當と認めた場合は、安全政策課長に予めその理由及び再教育の内容を報告することにより、再度技能確認を受けさせができる。
- ⑥ その他管理者が必要と認めたとき。

(4) 編入の基準

訓練生を現在在籍しているコース以降のコースに編入させる場合の基準について設定すること。なお、当該訓練生が在籍していたコースで既に履修した学科及び実技教育については（編入後のコースにおいて）その全部または一部を履修したものとすることができます。また、指定養成施設内において在籍しているMPL技能証明課程と異なるMPL技能証明課程に編入する場合は、必要なコンピテンシーを取得していることを立証すること。

なお、必要なコンピテンシーを一部取得していない場合は、その都度、取得のためのプログラムを作成し、補備教育等によりコンピテンシーを取得させた後に編入させること。

(5) 教育の内容

学科教育の各科目ごとに、教育内容、教育時間等を設定すること。

実技教育においては各フェーズごとにPANS-TRGに準拠したコンピテンシユニット及びコンピテンシエレメントが明記されていること。また、各課程で設定したコンピテンシユニット及びコンピテンシエレメントがPANS-TRGに掲げる事項と差異があるときは、書面等でその理由も含め明確にすること。

(6) 技能確認の内容

各フェーズ修了時に技能確認を実施するための細目的科目及び評価基準を設定すること。

(7) 技能確認の方法

次の事項について、設定すること。

- ① 技能確認の科目及び判定基準
- ② 技能確認を行う時期
- ③ 技能確認実施の要件
- ④ 技能確認実施要領
- ⑤ 成績の判定
- ⑥ 再確認を行う場合の方法及び基準

技能確認を不合格になった者については、必要に応じて再確認のための教育を実施し、同一フェーズにおいて1回を限度として再確認を行うことができる。その再確認において確認科目を省略する場合はその旨の記載を行うこと。ただし、当該指定養成施設の管理者及び当該指定養成施設が設定する乗員査定委員会等が再教育の後、再度技能確認を受けさせることを適當と認めた場合は、安全政策課長に予めその理由及び再教育の内容を報告することにより、再度技能確認を受けさせることができる。

⑦ 技能確認結果の報告

8. 技能審査の方法（第8号）

(1) 次の事項について、設定すること。

- ① 審査の科目及び判定基準
- ② 審査を行う時期
- ③ 審査実施の要件
- ④ 審査実施要領
- ⑤ 成績の判定
- ⑥ 再審査を行う場合の方法及び基準

技能審査を不合格になった者については、必要に応じて再審査のための教育を実施し、1回を限度として再審査を行うことができる。その再審査において審査科目を省略する場合はその旨の記載を行うこと。ただし、当該指定養成施設の管理者及び当該指定養成施設が設定する乗員査定委員会等が再教育の後、再度技能審査を受けさせることを適當と認めた場合は、安全政策課長に予めその理由及び再教育の内容を報告することにより、1回に限り再度技能審査を受けさせることが出来る。

⑦ 審査結果の報告

- (2) 審査の科目、実施要領及び判定基準は、安全政策課長が定める操縦士実地試験実施基準・細則に準拠し、明記されていること。

9. 施設の適確な運営のための制度（第9号）

- (1) 下記（2）～（8）に掲げる制度の運用について責任を有する組織等が明確であること。

(2) 学科教官、実技科教官及び技能審査員に係る管理に関する制度（イ）

主席科教官等による教官任用時の訓練・審査や定期的な教官の技量の確認によって、教官の品質管理が継続的になされ、教育の標準化を図るために教官会議の開催等により、適切な教育訓練が行われる体制であること。

実技科教官、各フェーズの実技教育及び実技教官を管理する者の経験要件及び主席実技教官の指名の基準を設定すること。

(3) 技能審査の結果についての評価に関する制度（ロ）

教官会議や教官と技能審査員との会議の開催等により技能審査の実績が分析・検討され、この結果を受けて教育内容の改善、教育シラバスの見直し等、必要な改善が図られるものであること。

技能審査は、航空法施行規則第50条の4第5項ニに該当する技能審査に関する能力を有する技能審査員によるものとする。

(4) 教育施設の維持管理に関する制度（ハ）

① 訓練機器等の必要な品質が維持されるために必要な措置が講じられるものであること。

② 教育に必要な規定類が最新のものに維持されることを保証するものであること。

(5) 教育実績の記録に関する制度（ニ）

訓練生の教育訓練の実績等が確実に記録され、訓練生に必要な教育が行われていることが確認できるものであること。なお、各フェーズ修了時に本要領第3部2. 記載事項（9）③の記録等を報告すること。

(6) 当該養成施設の監査に関する制度（ホ）

① 当該施設の業務全般にわたり、航空法及び同法施行規則の関連する条項並びに本要領に定める基準への適合性について確認を行うものであること。

② 監査が計画的かつ定期的に実施されるものであること。

③ 監査を行う者は、必ずしも監査対象から独立した組織に属している必要はないが、監査について必要な権限が付与されており、監査対象についての知識・経験を有する者で、監査の手法について必要な社内教育等を受けていること。

④ 監査結果の記録が適切に行われるものであること。

⑤ 監査において発見された不具合は設置者又は管理者に報告され、これらの者の責任で適切な是正措置が講じられるものであること。

(7) 教育の内容及び方法について継続的な評価を実施する制度

- ① PANS-TRG第2章アタッチメントに記載されている訓練プログラムの開発を行える制度にあること。
 - ② 指定養成施設において策定された訓練プログラムの適合性等について下記の評価、分析を行う制度があること。
 - 1) MPL課程の訓練で取得すべきコンピテンシーが、各フェーズにおいて適正に設定されているかの分析及び評価のできる制度であること。
 - 2) MPL課程の訓練で修得すべきコンピテンシーの達成目標及び達成状況が適正であるかの分析及び評価のできる制度であること。
 - 3) 訓練プログラムに従って訓練を進めた場合にそのプログラムを分析して改善ができる制度があること。
 - 4) MPL課程の訓練でのコンピテンシー修得のために必要な教材・機材等の使用の適切性について評価のできる制度であること。
 - ③ その他、下記の要件を満足する構成員を配置すること。
 - 1) プログラム開発者
 - PANS-TRG第5章のアタッチメントに記載されているコンピテンシーを習得し、同第2章のパラグラフ2.2に記載されているコンピテンシーベースの訓練及び審査の特徴を理解していること。
 - 2) 技能を確認する者（技能確認者）
 - Coreフェーズ、Basicフェーズ及びIntermediateフェーズ修了時の訓練生の技能を確認する者を配置することとする。（なお、Advancedフェーズにおいても技能を確認する者を配置できるものとする。）
- (8) 教育の状況の把握（学科及び実技教育の成績判定等）
- 各訓練生及び訓練プログラムのデータは、以下のとおり提出又は報告することとする。准定期運送用操縦士に係る各訓練生の記録は、本要領の書式によることができるほか、ICAOの標準様式を除いて航空局の了解のもと別の様式も使用できるものとする。
- ① 各フェーズでのコンピテンシー達成記録票及び技能確認評価票を作成し、航空局の求めがあった場合、提出すること。
 - ② 各フェーズの訓練修了報告書は、すべての訓練生の訓練が修了してから30日以内に提出するとともに、Advancedフェーズの修了時には併せてMPL課程技能審査成績票を提出すること。
 - ③ 本要領第4部4.定期検査（実地検査）を各フェーズ修了時に実施している間は、定期検査（実地検査）の時期に合わせて、各フェーズの進捗状況や直面した課題等について報告すること。
 - ④ 各コースの終了後、当該コースの訓練生の路線審査が完了した際（ただし、訓練生の路線審査の時期のばらつき等により適切な時期に報告書を提出できない場合は、報告の時期について個別に航空局と調整すること）には、訓練・審査（路線審査含む）で収集されたデータの分析結果等に基づき、課題やカリキュラムの見直し内容等をまとめた定期報告書を提出すること。

- ⑤ 航空局の求めがあった場合、ICAO MPL Data Collection Form及びMPL Line Check - ICAO Evaluation Form（2回分入力するものとし、1回分は、2LEG以上）の項目に相当する内容を可能な限り入力し、提出すること。
- ⑥ 訓練プログラムに変更がある場合は、その変更の内容を届け出ること。なお、PANS-TRGに準拠したコンピテンシユニット又はコンピテンシエレメントが各フェーズを超えて移動するなど大きなプログラムの変更については国土交通大臣の承認を必要とする。また、訓練プログラムに変更がない場合であってもその変更のない旨を、各フェーズ修了時、すべての訓練生が修了してから30日以内に報告すること。
- (9) 訓練の一部委託に関する要件
- MPL課程に係る訓練を一部委託する場合は、下記の要件を満足しなくてはならない。
- ① 委託者の要件
- 1) 受託者及び受託者が行う業務を適切に管理するための体制（組織、要員、制度及び設備）を有すること。
 - 2) 課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機の管理者としての経験を有すること。
 - 3) 委託者は、各課程において必要な要件を満足する主席学科教官及び主席実技教官を配置すること。
- ② 受託者の要件
- 1) 受託する訓練について、以下に掲げる制度及び能力を有する者であること。
 - i) 当該操縦教育訓練の経験を有する者、又はそれと同等以上の操縦教育訓練の能力を有する者。
 - ii) 航空法規並びに委託者の教育規程等に係る教育・研修を終了していること。
 - iii) 委託者の訓練方針に沿った適切な訓練教育を終了している者であること。
- ③ 委託者による受託者の管理
- 委託者は、下記の事項を含む適切な委託管理を実施しなければならない。
- 1) 委託先の能力審査及び定期監査
 - i) 委託を開始する前に、委託先の能力・体制を審査すること。
 - ii) 受託者による訓練の体制及びその品質を定期的かつ必要に応じ適宜監査すること。また、必要に応じ、改善措置を講じさせること。なお、定期監査は適切な間隔で実施すること。
 - iii) 定期監査は、航空従事者養成施設指定審査要領第2部8.(6)に掲げられた検査項目等を含む事項について行うこととする。
 - 2) 訓練方法・訓練プログラムの管理
 - i) 受託者による訓練が委託者の教育規程等に従って適切に実施されるよう管理すること。
 - ii) 受託者が実施する訓練プログラム及び訓練施設は委託者が実施する場合と同様のものであることを確認すること。

iii) 委託する訓練に関する教育規程等を改定した場合は、委託者は速やかに受託者に通知すること。

④ その他

1) 前述の要件に加え、以下の要件を満足すること。

i) 訓練の委託が運航の安全性の低下を招くものであってはならないこと。

ii) 委託先に適用する訓練実施の基準等は自らが実施する場合と同様のものであること。

iii) 訓練業務の管理は、自ら行うこと。

iv) 訓練委託に関する安全確保の基本方針を設定すること。

2) 訓練業務の委託の方法

訓練委託を行う業務の範囲及び内容、受託者による当該訓練の方法等についての概要を設定すること。

第3部 教育規程記載要領

1. 総論

航空法施行規則第50条の3第3項に規定された事項その他教育規程に記載すべき事項は、下記2. のとおりとする。なお、教育規程の記載事項を変更しようとする場合には、航空法施行規則第238条の規定に基づき国土交通大臣へ届出なければならない。また、本要領第3部2. (9) 「教育の内容及び方法」の一部を変更する場合は、国土交通大臣へ申請すること。

2. 記載事項

(1) 一般事項

- ① 施設の名称
- ② 所在地

指定又は限定を受けようとする養成施設の課程に係る教育を行う場所が複数ある場合には、各事務所の住所を記載するものとする。

③ 限定を受ける課程名

④ 入所要件

入所の前提となる資格、所属及び入所者の選抜方法等の要件が明記されていること。

⑤ 最大養成数及び標準養成数等

最大養成数は、1コース（コースとは、教育規程に定める教育期間の1期間をいう。以下同じ。）あたり同時に教育を行うことが可能な最大数であって、指定を受けようとする養成施設が有する実績及び教育施設並びに管理者、教官の能力等を総合的に考慮して、適当と認められる数とする。

(2) 設置者

資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていること及び欠格者でないことが明示されていなければならない。

(3) 管理者

資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていること及び欠格者でないことが明示されていなければならない。

(4) 学科教官

- ① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならない。

- ② 学科教官のうち、1名を主席学科教官とし、これが明記されていなければならない。

(5) 実技教官

- ① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならない。

- ② 各フェーズの実技教育及び実技教官を管理する者のうち、1名を主席実技教官とし、これが明記されていなければならない。

(6) 技能審査員

- ① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならない。
- ② 技能審査員が実技教官と兼務する場合には、実技教官として教育を行った訓練生に対しては技能審査員として技能審査は行わないなど、公正、中立、厳正な技能審査が行えることを担保する措置を明記しなければならない。
- ③ 限定技能審査員を置く場合には、その旨を明記しなければならない。

(7) その他教育規程に記載すべき構成員

- ① プログラム開発者

資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることを明示すること。

- ② 技能を確認する者（技能確認者）

資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることを明示すること。

(8) 教育施設の概要

- ① 学科及び実技教育を、指定養成施設の所在地以外で行うことがある場合は、それらの教育を行う施設等の所在地が明記されていること。また、遠隔教育を行う場合には、その旨が記載されていること。

- ② 教室・ブリーフィングルーム等について、面積、定員、諸元等が明記されていること。

- ③ 教育を行うために必要なその他の施設等（遠隔教育を行うために必要な電子ツール等を含む。）

- ④ 教育に使用する教材

学科及び実技教育に使用する教科書その他の参考教材等が明記されていること。

- ⑤ 教育に使用する訓練装置・機材等

学科及び実技教育に使用する飛行機その他の機材及び設備等が明記されていること。

(9) 教育の内容及び方法

- ① 教育計画

当該課程における学科の時間数（科目ごとの時間数を含む）及び実技教育の時間数（実機時間の合計、FSTD時間の合計及びこれらの総時間数）、が明記されていること。なお、下層のコンピテンシーエレメントまで含まれる詳細な訓練シラバス等についてはサプリメントとして規定すること。また、安全政策課長が必要と認めた場合は、内容等について報告をすること。

- ② 教育の方法

- 1) 各フェーズで学科及び実技の教育ごとに個別又は集合教育の別、遠隔教育が適用可能な場合はその旨、訓練生1名について標準的な1日又は1回あたりの教育時間数等が明記されていること。
- 2) 学科教官に対する教育内容を記載すること。
- 3) 実技教官に対する教育訓練内容を記載すること。
- 4) 実技教官、各フェーズの実技教育及び実技教官を管理する者の経験要件及び主席

実技教官の指名の基準を記載すること。

5) 技能審査員の経験要件を記載すること。

③ 教育の状況の把握（学科及び実技教育の成績判定）及び報告の方法

各訓練生及び訓練プログラムのデータに関する報告の方法を明記すること。なお、訓練記録は訓練修了後、最低2年間は保存する旨明記すること。

④ 追加教育の基準について明記する。

⑤ 補習の基準について明記する。

⑥ 教育の中止の基準について明記する。

⑦ 編入の基準について明記する。

⑧ 教育の内容について明記する。

⑨ 技能確認の内容について明記する。

⑩ 技能確認の方法について明記する。

(10) 技能審査の方法

技能審査の方法について明記する。

(11) 修了証明書の交付

管理者が修了証明書を交付する際に確認しなければならない事項等交付の要件、手続きが明記されていること。

(12) 当該養成施設の適確な運営制度の確立

① 学科教官及び実技教官に係る管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者（所在が明確な組織名称等可、以下本項において同じ。）及び権限の範囲、管理の内容、方法について記載すること。

② 技能審査結果の評価に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、評価内容、方法、必要な改善措置をとるための手続について記載すること。

③ 教育施設の維持管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、維持管理方法について記載すること。

④ 教育実績の記録の管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、記録管理の対象及び主要な様式、記録の保管方法及び保管期間について記載すること。

⑤ 当該養成施設の監査に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、監査の計画、頻度、監査基準、監査を実施する者及び当該者が受ける教育、監査結果及び改善措置の記録管理、必要な改善措置をとるための手続について記載すること。

⑥ 訓練の一部委託に関する制度

訓練の業務委託をする場合、その基本方針を記載すること

(13) 役員の状況

設置者が法人である場合には、役員の氏名、役職等を明記し、必要な資格要件を満

たしていることが明記されていなければならない。

(14) 教育実績

本要領第2部2に規定する実績を有することを証するものでなければならない。

(15) その他の基準に適合することを証するに足りる事項

第4部 指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定

1. 養成施設の指定及び限定変更承認

(1) 養成施設の指定

養成施設の指定を施設（事業者）ごととし、その施設で行う課程について限定を行う方式とする。ただし、同一施設（事業者）内の課程であっても、教育体制・管理体制が異なる場合は別の養成施設として指定を行うものとする。

なお、MPL養成施設の指定または課程について限定を行う場合、本要領第4部2. の基準を満たすまでは、暫定による承認とし、同基準を全て満たしたときに本承認を行うものとする。

(2) 養成施設の指定方法

指定審査（指定に係わる主要な部分及び課程間で共通する部分についての施設が基準に適合していることを確認する審査をいう。以下同じ。）及び課程審査（課程固有部分の施設が基準に適合していることを確認する審査をいう。以下同じ。）を実施する。

① 指定審査の方法

- 1) 申請書に添付された教育規程（施設共通事項）について、本要領第2部に定める基準に適合しているか書類審査を行う。
- 2) 施設共通部分に関する教育施設等を実地に審査し、教育規程に従って教育が行われるものであるか確認する。
- 3) 審査に必要と認められる場合、関係するその他の書類等の提出を求める場合がある。

② 課程審査の方法

- 1) 申請書に添付された教育規程のうち課程に固有の部分について審査し、本要領第2部に定める基準に適合しているか書類審査を行う。
- 2) 課程に固有の部分に関する教育施設等を実地又は書類審査し、教育規程に従って教育が行われるものであるか確認する。
- 3) 技能審査員については、各々の課程ごとに技能審査員認定試験を実施する。
- 4) 審査に必要と認められる場合、関係するその他の書類等の提出を求める場合がある。
- 5) 指定養成施設が新たなMPL課程を追加する場合は、課程審査を行う。
- 6) 課程についての限定を受けた事項を廃止する場合には、廃止する理由等を付して限定変更書を提出すること。

(3) 指定及び課程追加審査の結果の報告

指定及び課程追加審査の結果については、養成施設の指定に係る審査報告書（暫定第1－1号様式又は本承認第1－2号様式）及び限定変更の承認に係る審査報告書（第2号様式）により報告するものとする。

(4) 指定養成施設の指定及び課程の限定変更承認

指定養成施設の指定及び課程についての限定の変更の承認は、航空法施行規則第50条の7及び第50条の9の規定により航空従事者養成施設指定書（第19号の5様式）

又は限定変更承認書（第19号の7様式）を交付することによって行う。

(5) 申請書に添付された教育規程の返却について

申請書に添付された教育規程のうち一部は、航空従事者養成施設指定書又は限定変更承認書の交付にあわせて返却するものとする。

(6) 不指定及び不承認通知書について

審査の結果、指定又は承認を行わない場合は、不指定通知書（第3号様式）又は不承認通知書（第4号様式）をもって申請者に通知するものとする。

2. 課程について限定をうけた承認がなされた後に、実地試験の全部が免除される基準

国家試験の免除科目の指定は、航空法施行規則第50条の2第2項に規定する告示「航空法第29条第4項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」（平成23年国土交通省告示第338号）において定めるところにより行いその基準は下記のとおりとする。

(1) 実地試験に対する基準

申請者が指定する6名以上のコースに関し、所定の教育の修了者について、教育の修了日から90日以内に行われた実地試験（航空法第29条第2項の実地試験をいう。以下同じ。）による合格者数（1回で合格したものに限る。）が修了者数の80%の人数（小数点以下切り捨て）以上であること。この場合において、やむを得ない理由により実地試験を受験できなかった者については、計算の基礎となる教育修了者数には含めない。

なお、この基準を満足しない場合、教育内容等の見直しを行った後、合格率について改善の見込みがあると安全政策課長が判断した場合は、申請者は、再度6名以上のコースを指定することができるとしている。

(2) 制度等に対する基準

本要領第2部8.（7）による制度及び本要領第3部2.（9）による「教育の内容及び方法」が妥当であり、その見直しが適切に行われることが実証されていること。

3. 技能審査員の認定

航空法施行規則第50条の4第5号に基づく技能審査員についての国土交通大臣の認定は、次のとおり行うものとする。

(1) 認定試験の基準

設置者又は管理者からの申請に基づき、技能審査員の認定を受けようとする者に対して行う認定試験は、(10)及び(11)に定める場合を除き航空従事者試験官が「指定航空従事者養成施設技能審査員認定試験実施基準（平成12年10月11日付け空乗第1198号）」に基づき行う。

(2) 認定試験の実技試験について

認定試験の実技試験は、原則として模擬審査により行うものとする。被審査者の技能

審査を兼ねて認定試験を行う場合は、航空従事者試験官の判定をもって被審査者の技能審査の判定とすることができる。

(3) 試験結果の報告について

試験の結果については、技能審査員能力認定試験成績報告書（第6号様式）により報告するものとする。なお、受験者が限定技能審査員の場合には、その旨を明記するものとする。

(4) 技能審査員の認定

技能審査員の認定は、(10)及び(11)に定める場合を除き、(1)に定める試験に合格した者でなければ行ってはならない。

(5) 技能審査員の兼任

(4)により技能審査員の認定を受けた者は、当該指定養成施設及び各課程の運営に支障がないと認められる範囲内で他の課程の技能審査員を兼ねることができる。

(6) 技能審査員認定書について

技能審査員の認定は、航空従事者指定養成施設の課程についての限定を明らかにした技能審査員認定書（第7号様式）を申請者に交付することにより行う。なお、限定技能審査員の場合には、その旨を明記するものとする。

(7) 技能審査員の不認定について

認定を行わない場合には、不認定通知書（第8号様式）をもって申請者に通知するものとする。

(8) 技能審査員の有効期限について

航空法施行規則第50条の8第2項の規程に基づき技能審査員の認定に付す有効期限は、認定を行った日から2年を超えない範囲で定める。ただし、現に受けている認定を更新しようとする場合であって現に受けている認定の有効期限が満了する日から遡って6月前の日から当該有効期限が満了する日までの間に更新に係る認定試験を受けこれに合格しているときは、現に受けている認定の有効期限が満了する日の翌日から2年を超えない範囲で定めるものとする。

(9) 技能審査員の更新認定について

技能審査員の更新に係る認定の審査は、認定期限の6月前の日から認定期限の日までに行われる技能審査において実施するものとする。ただし、この期間内に課程のコースがなく技能審査を行うことができない場合や期間内にコースがあるものの技能審査を行うことができない場合の措置は、以下のとおりとする。

① 技能審査員（限定技能審査員を除く。）

認定更新の審査は、認定試験のうちの口述試験により行い、次の認定期限中に行われる最初のコースにおいて、能力確認を実施するものとする。なお、当該措置により認定の更新を受けた場合、次の認定期間中にコースがなかったときには、当該技能審査員の認定の再度の更新は行わない。

② 限定技能審査員

認定更新の審査は行わない。認定期限後のコースにおいて、新たに認定試験を実

施するものとする。

(10) 技能審査員の口述試験の免除について

申請に係る指定養成施設の課程において現に認定を受けている技能審査員について認定の更新をしようとする場合には、口述試験を免除することができる。ただし、必要に応じて実技試験の後に口述試験を行うことができる。

(11) 技能審査員の認定試験の全部又は一部免除について

技能審査員の認定を受けようとする者が、当該指定養成施設の他の課程に関し現に有効な技能審査員の認定を受けている場合（他の課程に関する技能審査員認定試験に合格している場合を含む。）には、(12)に定めるところにより技能審査員認定試験の全部又は一部を免除することができる。

この場合において、認定試験の全部を免除された者に係る認定の有効期限は、当該他の課程に係る技能審査員の認定に関する有効期限と同様とする。

(12) (11)により規定されている表

(11)の認定試験の全部又は一部を免除することができる場合は、次の表に掲げるとおりとする。

- 構造上操縦に2人を要する飛行機の課程

本要領の経験を満足する場合であっても、型式の異なる飛行機に係る課程を兼務することはできない。

		申請に係る技能審査員の資格						
		CPL 型式 限定変更 (初二人機) *	MPL 型式 限定変更 (コンピューター)	ATPL 技能証明 (CBTA)	CPL、MPL、ATPL 型式限定変更 (CBTA)	CPL、MPL、ATPL 型式限定変更	MPL 技能証明	ATPL 技能証明
現 有 の 技 能 審 査 員 の 資 格	CPL 型式限定変更 (初二人機) *	△	△	△	○	●	△	
	MPL 型式限定変更 (コンピューター)	△	△	△	●	△	△	
	ATPL 技能証明 (CBTA)	△	△	△	△	△	△	
	CPL、MPL、ATPL 型式限定変更 (CBTA)	△	△	△	△	△	△	
	CPL、MPL、ATPL 型式限定変更	△	●	△	△	△	△	
	MPL 技能証明	△	○	△	△	●	△	
	ATPL 技能証明	△	●	△	△	○	●	

- ：認定試験のうち口述、実技試験の全部を免除
- ：認定試験のうち口述試験の一部を実施（基準別表1の1-1-1、1-1-2でMPL課程と他課程との相違部分について実施）
- △：認定試験のうち口述試験の一部（基準別表1の1-1-1、1-2-1、1-2-2）を免除
- ※：航空従事者養成施設指定申請・審査要領（平成12年10月11日付け空乗第1197号）第9部「型式限定変更に関する基準」のうち、操縦に2人を要する飛行機の型式限定を初めて取得する者に対する課程に適用する。

4. 定期検査

(1) 目的

この検査は、PANS-TRG 第3章アpendix3 3. 1 e) の規定及び航空法第134条第1項及び第2項の規定に基づき、各施設の適確な運営のための自己管理制度と相まって、各施設の指定基準への適合性が維持され、教育内容、教官の能力、技能審査のレベル等が一定水準以上に保たれ、施設を構成する各要素が組織として有効に機能していることについて確認することを目的とする。

(2) 検査の方法

① 書類検査

書類検査は、指定養成施設から定期的に提出された以下に掲げる書類を検査することにより行う。

- 1) 入所報告及びスケジュール
- 2) 教育の実施に関する報告書等（実施後速やかに報告すること）
- 3) 当該養成施設が自ら行った監査報告（実施後速やかに報告すること）
- 4) 教育実績（各フェーズ修了時）
- 5) 航空法施行規則第238条の規定に基づき届出がなされた教育規程
- 6) ISD技法に則った訓練プログラムを構築していることを証明する書類
- 7) その他安全政策課長が必要と認めた書類等

② 実地検査

- 1) 実地検査は下記により実施する。

- i) 指定養成施設が、本要領第4部2. (1) (2) (3) に係る実地試験の全部を免除されていない場合は、各フェーズ修了時毎に実施する。ただし、新たに申請されたMPLコースにおいて既に承認を受けているフェーズがある場合は、免除とする。
- ii) 上記 i) に係る実地検査の他、入所要件、教育施設、教育計画又は教育内容に変更があったとき、学科・実技教官の知識・能力に疑義が生じたとき等で、指定基準への適合性について実地に確認が必要であると判断された場合、また (2) ①による書類検査の結果実地検査が必要と認められた場合、その他安全政策課長が(1)の目的を達成するために必要と認めた場合、隨時に実地検査を行うことがで

きる。

iii) 上記 i)の実地検査を終了し、かつ下記に該当する事象が発生しなかった場合は、実地検査の頻度を概ね 1回 / 2年とする。

ア. 各フェーズに係る本要領第3部2. (9) ⑧に係る報告においてコンピュニット、コンピテンシーエレメントに係る変更がある場合

イ. 本要領第3部2. (9) ③に係る報告において、当局が書面審査を行いその結果に関し確認が必要と認められる場合

ウ. 実地検査において訓練プログラム等に関し、確認が必要と認められる場合

2) 検査項目

以下の項目の全部又は一部が基準に適合していることを検査する。

i) 設置者及び管理者の要件

ii) 学科教官の要件

iii) 実技科教官の要件

iv) 技能審査員の要件

v) 教育施設の要件

vi) 学科・実技教育の科目及び科目ごとの教育時間数

vii) 施設の適確な運営のための制度

ア. 施設又は課程の管理運営の方法

イ. 教官の任用及びの能力管理

ウ. 教育に必要な航空機その他の機材及び設備の管理

エ. 教育計画及び訓練実績記録の管理

オ. 学科教育及び実技教育の内容

カ. 技能審査の内容及び方法

キ. 修了証明書の適正な交付

ク. ISD技法に則った訓練プログラムの内容

viii) その他安全政策課長が必要と認めた事項

③ 検査結果の報告

検査の結果については、指定養成施設定期検査報告書（第9号様式）により報告するものとする。

④ 改善指示及び確認

1) 改善指示

検査において不具合事項を発見した場合は、期限を附して改善指示（文書にて）を行うものとする。

2) 改善指示に対する措置

指定養成施設の設置者は、1)の改善指示に付された期限内に、当該指示に対する措置の内容及び実施状況（期限内に未実施のものについては今後の予定）を、文書により報告しなければならない。

3) 措置内容の確認

2)の措置が適切であること、措置が的確に行われていることを確認するため、書類検査及び必要に応じ実地検査を行う。検査の内容については、指定養成施設の管理者に通知するものとする。

4) 検査の結果については、指定養成施設定期検査報告書（第9号様式）により報告するものとする。

5. 指定養成施設の指定の取消し等

(1) 指定養成施設に対する業務改善命令、業務停止、又は指定の取消し

3の技能審査員の認定、4の定期検査その他航空法第134条第1項及び第2項に基づく報告徴収・立入検査の結果、航空法第29条第6項に規定する取消し等の事由に該当することが明らかになった場合には、当該指定を受けている者に対し、当該指定に係る業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は指定を取消すことができる。

(2) 技能審査員の認定の取消し

3の技能審査員の認定、4の定期検査その他航空法第134条第1項及び第2項に基づく報告徴収・立入検査の結果、航空法施行規則第50条の12に規定する取消し事由に該当することが明らかになった場合には、当該技能審査員の認定を取消すことができる。

第5部 準定期運送用操縦士の技能証明課程に関する細則

飛行機の準定期運送用操縦士の技能証明課程に関する基準は当該審査要領第2部に加え次のとおりとする。

なお、当該課程の中に、自家用操縦士の技能証明課程を含めた2つの課程を承認することができる。この場合は自家用操縦士の技能証明課程全ての要件が含まれていることとする。

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、第2部3.に加え次のとおりとする。

① Core、Basic及びIntermediateフェーズ

飛行機に係る事業用操縦士及び計器飛行証明又は、准定期運送用操縦士若しくは定期運送用操縦士の技能証明とする。

② Advancedフェーズ

飛行機に係る准定期運送用操縦士若しくは定期運送用操縦士の技能証明とする。

③ 「技能証明等の既得資格による試験の免除科目について（平成15年12月24日付け国空乗第351号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請する資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の技能証明

④ 航空機整備に関する教育を行うときの各フェーズに対する種類、等級及び型式に係る航空整備士の技能証明及び空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明

(2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は第2部3.に加え次のとおりとする。

① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格

② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格

③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格

④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格

⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空交通管制官としての3年以上の経歴

⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴

(3) UPRTは、「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練」（令和7年11月27日国空安政第1903号）（以下「UPRT通達」という。）に基づくものとし、UPRT通達に基づく教育を実施する教官は、UPRT通達に従って、必要な訓練を受

け教官の要件を満たした者であること。

2. 実技教官

(1) 必要な技能証明

航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、以下のとおりとする。

① Core、Basicフェーズ

Core、Basicフェーズに使用する飛行機と同一の等級及び型式の飛行機に係る事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明又は定期運送用操縦士の技能証明とする。

② Intermediateフェーズ

Intermediateフェーズに係る必要な技能証明資格は以下のとおりとする。

陸上多発タービン機の飛行機及び使用する飛行機と同一の型式（型式限定がない場合は、同一の等級とする。）の飛行機に係る事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明又は定期運送用操縦士の技能証明

③ Advancedフェーズ

Advancedフェーズに対応する型式の飛行機（操縦に2人を要する陸上多発タービン機）に係る定期運送用操縦士の技能証明

なお、訓練が本邦外ICAO加盟国にて行われる場合は、上記各技能証明等は当該ICAO加盟国の発行する技能証明等に置き換えることができるものとする。

(2) 必要な経歴

航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は第2部4. に定めるほか次のとおりとする。

① 主席実技教官

各フェーズの実技教育及び実技教官を管理する者のうち、1名に研修・訓練を受けさせ主席実技教官として配置する。

主席実技教官は、当該フェーズの実技教育及び実技教官を管理する者を兼務することも可能とする。

なお、当該対象者がAdvancedフェーズに対応する型式限定を有していない場合は、その研修内容にその型式の限定変更相当の研修（システム座学、性能計算、FSB-A及びFFSによる訓練）を含めるものとする。

② 各フェーズの実技教育及び実技教官を管理する者

下記③の教育訓練を終了し、各フェーズ毎に当該フェーズの実技教育及び実技教官を管理する者として適切な飛行経験及び操縦教育経験要件を有する者であること。

③ 実技教官

- 1) コンピテンシーベースによる教育法に則った教育基礎訓練を終了していること。
- 2) 訓練に使用する機体（模擬飛行装置等を含む）による教官任用訓練を終了していること。
- 3) 操縦に2人を要する飛行機の操縦に関するMCCに基づくヒューマンファクター、スレット・アンド・エラー・マネージメント及びCRMの教官任用訓練を終了していること。

- 4) マルチクルー運航の経験があること (Coreフェーズにおける実技教官を除く)。
なお、Basicフェーズの実技教官においては、1人操縦機であってもマルチクルー運航を模擬した飛行訓練の経験があって、マルチクルー運航の研修を受けている場合は、マルチクルー運航の経験を有するとみなすことができるものとする。
- 5) 上記のほか、当該フェーズにおいて教育を行うのに十分な以下の飛行経験等を適切に有する者であること。
 - ・当該フェーズに対応する等級、型式の飛行機による機長としての飛行経験（副機長及び機長見習い業務の経験を含めることができる。）
 - ・当該フェーズに対応する型式の飛行機による機長としての飛行経験がない場合には、2,000時間以上の飛行機による機長としての飛行経験

(3) UPRT 通達に基づく教育を実施する教官は、UPRT 通達に従って、必要な訓練を受け教官の要件を満たしたこと。

3. 技能審査員

- (1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、MPL課程に対応する型式の飛行機 (Advancedフェーズ)に係る定期運送用操縦士の技能証明とする。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経験等は、課程に対応する型式の飛行機 (Advancedフェーズ)による機長としての飛行経験及び設置者が管理する訓練施設における実技教官として1年以上の経験又は航空法第72条第9項に定める審査操縦士若しくは限定審査操縦士の経験、又はこれらと同等と認められる経験とする。
- (3) 限定技能審査員を置く場合には、(1)及び(2)のほか課程に対応する型式の飛行機による路線慣熟 (オブザーブシートに着座して運航状況等を確認することをいう。) 若しくは課程に対応する型式の飛行機による実機慣熟 (オブザーブシートに着座して訓練状況等を確認することをいう。) 又は実機乗務を次のとおり実施していること。
 - ① 新たに限定技能審査員として認定を受けようとする者は、設置者又は管理者からの申請前6月以内に少なくとも1区間又は1回実施していること。
 - ② 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間中12月毎に少なくとも3区間又は3回実施していること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

学科の教育を行うのに適切な教室の広さ、数、照明等設備、機材等を有し、かつ適切な内容の教科書、教材を備えていること。遠隔教育を行う場合にはこれらに代えて適切な電子ツール、電子機器、インターネット回線等が利用可能であり、かつ適切な内容の教科書、教材が参照可能であること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場は、訓練用の飛行機が次の条件の下で標準の離陸

を行うことができる規模であること

- 1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法、飛行規程又は運航規程による通常の方法とする。

② 訓練用飛行機

飛行訓練に使用する飛行機の基準は次のとおりとする。

- 1) PANS-TRG 第3章アpendix 1 「MPL訓練スキーム」に定める飛行機であること。
- 2) 5. (1) ②に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
- 3) 5. (1) ②に定める実技教育の科目のほとんどが実施できる飛行機のほかに、一部の科目が実施できる性能、構造及び装備を有する飛行機を備え、実技教育の段階に応じて使用できること。

③ FSTD

FSTDは、PANS-TRG 第3章アpendix 1 「MPL訓練スキーム」に定める装置を使用することを基準とし、当該装置は各フェーズに係る飛行機の種類と同等であって5. (1) ②に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。（国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査または技能確認に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。なお、訓練又は技能確認の科目であって、模擬飛行装置等認定要領（平成14年3月28日 国航空第1285号 国空機第1308号 国空乗第91号、以下「認定要領」という。）に基づく機能検査の検査項目に定められていないものについては、機能検査時にその機能についても別途確認するとともに、教育規程に当該科目を記載するものとする。）

各フェーズに使用できるFSTDの範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、安全政策課長が認めた場合はこの限りでない。

- 1) Advancedフェーズに使用できるFSTDは、認定要領第4章で規定する区分の模擬飛行装置レベルDであり、航空交通管制の環境を模擬するものとする。
- 2) Intermediateフェーズに使用できるFSTDは、認定要領第4章で規定する区分の模擬飛行装置レベルB以上であり、各操縦士席において連続した180度以上の水平視界及び40度以上の垂直視界を有し、航空交通管制の環境および操縦に2人を要する多発タービン機を模擬するものとする。
- 3) Basicフェーズに使用できるFSTDは、認定要領第4章で規定する区分の飛行訓練装置レベル5以上であり、単発又は多発タービン機を模擬するものとする。
- 4) Coreフェーズに使用できるFSTDは、認定要領第4章で規定する区分の飛行訓練装置レベル1以上とする。

④ 教育用飛行規程若しくは運航規程

訓練生が学習に使用する教育用飛行規程若しくは運航規程が参照可能であること。

⑤ 整備等

- 1) 訓練に使用する飛行機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用するFSTDは国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

参考：PANS-TRG 第3章アペンドイックス1

「MPL訓練スキーム」：MPL課程の4つのフェーズにおける標準的訓練科目・使用機材等を示したもの

5. 教育の内容及び方法

(1) 教育計画

① 学科教育

教育時間は640時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。加えて、UPRTについてはUPRT通達7. 訓練内容に示す要件を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空法規（航空交通管制及び航空情報を含む。）	40時間
2. 航空機取扱及びその操縦等に関する一般知識	90時間
3. 飛行性能・飛行計画・重量重心・航空機構造・ 航空機装備・航空機整備	90時間
4. 人間の能力と限界、航空機乗組員間の連携（CRM） 及び航空の安全に関する一般知識（ヒューマンファクター、スレット・アンド・エラー・マネージメントを含む。） 救急法 プロフェッショナルとしての意識の醸成	60時間
5. 航空気象	70時間
6. 空中航法	150時間
7. 航空機の運航	50時間
8. 飛行の理論及び航空工学	60時間

9. 航空通信	30時間
---------	------

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目的教育時間については標準時間を規定するものである。

② 実技教育

- 1) 教育時間は技能審査を含め、実機による35時間以上の飛行経験、異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復 (UPRT 通達7. 訓練内容の要件を満足するもの)、夜間飛行及び計器のみに依存した飛行を含む240時間以上の実機または模擬飛行によるPF及びPMとしての時間とする。
- 2) 実技教育はコンピテンシーベースに則った教育技法により次の4段階より成る。
 - i) Coreフェーズ
飛行機における基本的なシングルパイロット訓練
 - ii) Basicフェーズ
マルチクルー運航及び計器飛行の導入訓練
 - iii) Intermediateフェーズ
高性能多発タービンエンジン機でのマルチクルー運航及び計器飛行訓練
 - iv) Advancedフェーズ
 - ア. エアラインの運航環境を志向した型式限定の訓練
コンピテンシーを充足するために12回を下回らない範囲で対象型式の実機による十分な数の離陸及び着陸を実施する。
なお、上記の離着陸回数について、以下の条件により12回から6回に減じることができる。
 - a) 実施回数を減ずることによって、訓練生に対し、必要な技能（スキル）の習得に悪影響がないことを十分に実証すること。
 - b) 訓練中又は訓練後の評価で必要と認められた場合、是正処置が確実に実施される行程が設定されていること。
 - イ. 課程内においてAdvancedフェーズに対応する型式による空中操作の技能が確認されている場合は、技能審査において、空中操作の科目に対しては、省略することが出来るものとする。
- 3) コンピテンシーの枠組みはコンピテンシーユニット、コンピテンシーエレメント、評価基準等から構成される。航空機乗組員のためのコンピテンシーの枠組みは次のコンピテンシーユニットに基づかなくてはならない。
 - i) スレット・アンド・エラー・マネージメントの原理の適応
 - ii) 飛行機の地上運航の実施
 - iii) 異常の実施
 - iv) 上昇の実施
 - v) 巡航の実施
 - vi) 降下の実施

- vii) 進入の実施
- viii) 着陸の実施
- ix) 着陸後及び飛行後の運航の実施

(2) 「教育の内容及び方法」に係る審査の基準

本要領第2部「指定養成施設の指定の基準」に記載される事項について以下を基準として審査する。

① 教育計画

- 1) ICAO Annex 1 の規定に準拠していること。
- 2) 実機、FSTD の時間配分が適切であること。

実機、FSTD の時間配分については、当該養成施設が有する従来資格の訓練プログラムもふまえて策定し、その配分を変更する場合は段階的に行うものとする。

- 3) ICAO PANS-TRG の訓練スキームに沿ってシラバスが構成されていること。
- 4) 各フェーズで構成される細目的科目の時間数・実施回数が十分であること。
- 5) 各科目の開始順が標準的であること。
- 6) 各フェーズにおいて訓練科目の配分が適切であること。

② 教育の方法

主席実技教官、フェーズの実技教育及び実技教官を管理する者、実技教官及び技能審査員の要件を設定又は変更する場合、以下を基準として審査する。

- 1) ICAO Annex 1、PANS-TRGなどの国際標準に準拠していること。
- 2) 各フェーズで構成される細目的科目、到達目標に対して十分な教育能力又は評価能力を有すると実証されること。
- 3) 要件を変更するにあたって、十分な根拠を有すること。

第6部 準定期運送用操縦士に対する型式限定変更課程に関する基準

飛行機の準定期運送用操縦士に対するコンピテンシーベースによる教育法を行う型式限定変更課程に関する基準は次のとおりとする。

1. 学科教官

(1) 必要な技能証明

航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、飛行機に係る準定期運送用操縦士若しくは定期運送用操縦士とする。ただし、航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類、等級及び型式に係る航空整備士の技能証明又は空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明は課程に対応する技能証明と見なす。

(2) 必要な資格又は経歴

航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は第2部3. に定めるほか次のとおりとする。

- ① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
 - ② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
 - ③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
 - ④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
 - ⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空交通管制官としての3年以上の経歴
 - ⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴
- (3) UPRT通達に基づく教育を実施する教官は、UPRT通達に従って、必要な訓練を受け教官の要件を満たした者であること。

2. 実技教官

(1) 必要な技能証明

航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する型式の飛行機（操縦に2人を要する地上多発タービン機）に係る定期運送用操縦士の技能証明とする。

なお、訓練が本邦外ICAO加盟国にて行われる場合は、上記技能証明等は当該ICAO加盟国の発行する技能証明等に置き換えることが出来るものとする。

(2) 必要な経歴等

航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は第2部（4）に定めるほか次のとおりとする。

- ① 主席実技教官

実技教育及び実技教官を管理する者として主席実技教官を配置する。主席実技教官として、適切な飛行経験及び操縦教育経験、マルチクルー運航の経験を有する者であること。

(2) 実技教官

- 1) コンピテンシーベースによる教育法に則った教育基礎訓練を終了していること。
 - 2) 訓練に使用する機体（模擬飛行装置等を含む）による教官任用訓練を終了していること。
 - 3) 操縦に2人を要する飛行機の操縦に関するMCCに基づくヒューマンファクター、スレット・アンド・エラー・マネージメント及びCRMの教官任用訓練を終了していること。
 - 4) マルチクルー運航の経験があること。
 - 5) 上記のほか、当該課程において教育を行うのに十分な以下の飛行経験等を適切に有する者であること。
 - ・当該課程に対応する等級、型式の飛行機による機長としての飛行経験（副機長及び機長見習い業務の経験を含めることができる。）
 - ・当該フェーズに対応する型式の飛行機による機長としての飛行経験がない場合には、2,000時間以上の飛行機による機長としての飛行経験
- (3) UPRT 通達に基づく教育を実施する教官は、UPRT 通達に従って、必要な訓練を受け教官の要件を満たした者であること。

3. 技能審査員

(1) 必要な技能証明

航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する型式限定を有する定期運送用操縦士の技能証明。

(2) 必要な経歴等

航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経歴等の経験は、課程に対応する型式の飛行機による機長としての飛行経験及び、設置者が管理する訓練施設における実技教官として1年以上の経験、又は航空法第72条第9項に定める審査操縦士若しくは限定審査操縦士の経験、又はこれらと同等と認められる経験とする。

(3) 限定技能審査員の設置の条件

限定技能審査員を置く場合には、(1)及び(2)のほか課程に対応する型式の飛行機による路線慣熟（オブザーブシートに着座して運航状況等を確認することをいう。）若しくは課程に対応する型式の飛行機による実機慣熟（オブザーブシートに着座して訓練状況等を確認することをいう。）又は実機乗務を次のとおり実施していること。

- ① 新たに限定技能審査員として認定を受けようとする者は、設置者又は管理者からの申請前6月以内に少なくとも1区間又は1回実施していること。
- ② 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間中12月毎に少なくとも3区間

又は3回実施していること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

学科の教育を行うのに適切な教室の広さ、数、照明等設備、機材等を有し、かつ適切な内容の教科書、教材を備えていること。遠隔教育を行う場合にはこれらに代えて適切な電子ツール、電子機器、インターネット回線等が利用可能であり、かつ適切な内容の教科書、教材が参照可能であること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場は、訓練用の飛行機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができる規模であること

- 1) 飛行機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法、運航規程による通常の方法とする。

② 訓練用飛行機

飛行訓練に使用する飛行機の基準は、5. (1) ②に定める実技教育の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。

③ FSTD

FSTDを使用する際の当該装置は課程に係る飛行機の型式と同等であって5. (1) ②に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。(国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。)

なお、認定要領の機能検査で定められていない科目について訓練を行う場合は、当該項目を教育規程に記載し、機能検査時にその機能について別途確認することとする。

④ 教育用運航規程

訓練生が学習に使用する教育用運航規程が参照可能であること。

⑤ 整備等

- 1) 訓練に使用する飛行機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用するFSTDは国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育の内容及び方法

(1) 教育計画

① 学科教育

教育時間は27時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。加えて、UPRTはUPRT通達7-2模擬飛行装置等による訓練を含むUPRTに示す要件を満足する

ものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空法規	2 時間
2. 航空機の取扱いに関する一般知識	25 時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

② 実技教育

- 1) 実技教育はコンピテンシーベースに則った教育技法により行われること。
- 2) コンピテンシーの枠組みはコンピテンシーユニット、コンピテンシーエレメント、評価基準等から構成される。航空機乗組員のためのコンピテンシーの枠組みは、次のコンピテンシーユニットに基づかなくてはならない。
 - i) スレット・アンド・エラー・マネージメントの原理の適応
 - ii) 飛行機の地上運航の実施
 - iii) 離陸の実施
 - iv) 上昇の実施
 - v) 巡航の実施
 - vi) 降下の実施
 - vii) 進入の実施
 - viii) 着陸の実施
 - ix) 着陸後及び飛行後の運航の実施
- 3) UPRTはUPRT通達7-2模擬飛行装置等による訓練を含むUPRTに示す要件を満足するものでなければならない。

(2) 「教育の内容及び方法」に係る審査の基準

本要領第2部「指定養成施設の指定の基準」に記載される事項について以下を基準として審査する。

① 教育計画

- 1) 実機、FSTD の時間配分が適切であること。
実機、FSTD の時間配分については、当該養成施設が有する従来資格の訓練プログラムもふまえて策定し、その配分を変更する場合は段階的に行うものとする。
- 2) 構成される細目的科目的時間数・実施回数が十分であること。
- 3) 各科目的開始順が標準的であること。
- 4) 訓練科目的配分が適切であること。

② 教育の方法

実技教官、主席実技教官及び技能審査員の要件を設定及び変更する場合は、以下を基準として審査する。

- 1) ICAO Annex 1、PANS-TRG などの国際標準に準拠していること。
- 2) 構成される細目的科目、到達目標に対して十分な教育能力又は評価能力を有する

と実証されること。

- 3) 要件を変更するにあたって、十分な根拠を有すること。

ICAO MPL Data Collection Form			
Operator: ¹	Aircraft Type: ²	ATO: ³	
MPL Graduate ⁴			State: ⁵
MPL course result: <input type="checkbox"/> Satisfactory; <input type="checkbox"/> Unsatisfactory; <input type="checkbox"/> Not completed			Date MPL issued / /
Task Grade: 0.Incomplete/unobserved A:Airspeed K:Knowledge W:Workload Management/ 1.Unsatisfactory AC:Acft Control P:Procedure Planning Skills 2.Debrief required AL:Altitude S:SOP ⁷ 3.Standard AM:Automation C:Communications 4.Excellent E:Execution D:Decision Making Grade all activities. H:Heading T:Teamwork			
Enter up to 3 reason codes for all grades 1 or 2, separated by a comma(“,”).E.g.:AC,AM,E			

Final Check-Specific Manoeuvres(Flight Simulation Training Device)			
Specific Manoeuvres ⁸	Grade	Reason Codes	TRG
1.**Rejected take-off operations ⁸			<input type="checkbox"/>
2.Low visibility take off with engine failure shortly after V1			
3.Windshear during take off(after V1) ⁸			<input type="checkbox"/>
4.Flight control malfunction(PM) ⁸			<input type="checkbox"/>
5.CFIT ⁹ escape manoeuvre ⁸			<input type="checkbox"/>
6.Late change of approach in IMC and autopilot ON(PM) ⁸			<input type="checkbox"/>
7.Engine out hand-flown ILS approach and landing			
8.Non-precision approach: <input type="checkbox"/> VOR; <input type="checkbox"/> NDB(Without LNAV/NNAV) <input type="checkbox"/> GPS(if applicable) ¹⁰			
9.Circling approach in weather representative of minima ⁸			<input type="checkbox"/>
10.Manual go-around procedures ⁸			<input type="checkbox"/>
11.Rejected landing procedures ⁸			<input type="checkbox"/>
12.**Crosswind landing at max.demonstrated crosswind limit ⁸			<input type="checkbox"/>

Final Check-Phases of Flight(Flight Simulation Training Device)						
Phases of Flight	Grade	Reason Codes	Instructions:For any phase of flight graded 1 or 2,enter one reason code and,if desired, provide comments in this column.			
1.Groud and pre-flight operations						
2.Take-off operations						
3.Climb operations						
4.Cruise operations						
5.Descent operations						
6.Approach operations						
7.Landing operations						
8.After landing and post-flight operations						

MPL Final Graduation Data						
Knowledge requirement demonstration – grade ¹¹ _____ %						
English language proficiency level demonstrated: ¹² _____ (1to6;or 0 if not demonstrated)						
Approved flight simulation training devices – total time (See Annex 1, Appendix 3)						
Type I : _____ hours	Type II : _____ hour	Type III : _____ hours	Type IV : _____ hours			
Total time in actual aircraft:						
PIC/Solo: _____ hours	Dual: _____ hours	On type: ¹³ _____ hours	+ Take-off and landings: _____			

ADDITIONAL COMMENTS:

- 1 ICAO 3-letter code of the operator associated with the MPLprogramme of the ATO.
- 2 ICAO aircraft type designator (see <http://www.icao.int/and/ais/8643/index.cfm>).
- 3 Approved training organization for MPL graduate.
- 4 The MPL graduate number from the ATO is a unique ID number needed to track individual records for progress analysis, but does not require identification details.
- 5 State that will issue/issuued the MPL license and that has approved the ATO.
- 6 Date when the MPL was issued (filed in as dd/mm/yy).
- 7 SOP : standard operateing procedures used by the ATO(which should reflect the operator's SOP).
- 8 The manocuvres proceeded by “**”may be accomplished during training if proficiency is demonstrated during training and the checkbox in the TRG column is ticked.
- 9 Controlled Flight Into Terrain.
- 10 Date for the two lines of non-precision approaches if applicable: VOR or NDB; and GPS if applicable.
- 11 Grade as a percentage. Example: 74 per cent meaning 74 over 100 (only integer numbers to be used).
- 12 As per Annex 1, paragraph 1.2.9, Appendix 1 and Atatchment A, for the English lunguage. If the graduate's English language proficiency has not been assessed by a language proficiency evaluator, inset the digit 0 (zero).
- 13 Aircraft used in advanced phase of the MPL program(type-rating):actual flight time and number of take-offs and languages.

MPL LINE CHECK – ICAO EVALUATION FORM

Operator : i	Aircraft Type : ii	License : <input type="checkbox"/> MPL ; <input type="checkbox"/> ATPL/CPL
Line Check : <input type="checkbox"/> initial ; <input type="checkbox"/> Second ; <input type="checkbox"/> Repeat after failure		State : iv
Overall Grade : <input type="checkbox"/> Satisfactory ; <input type="checkbox"/> Unsatisfactory		MPL Graduate # : v
Leg1 vi From _____ Leg2 : From _____ To _____ To _____		A10 : vii
Task Grade :		Reason Codes :
0 . Incomplete/Unobserved		A: Airspeed viii
1 . Unsatisfactory		S: SOP
2 . Debrief required		AM: Automation R: Radio Communication
3 . Standard		E: Execution C: Communications
4 . Excellent		H: Heading D: Decision making
<i>Grade all activities performed.</i>		K: Knowledge T: Teamwork
		P: Procedure W: Workload Management/Planning Skills

Enter one reason code for all grades 1 or 2

TASK / PHASE OF FLIGHT	LEG 1 ix <input type="checkbox"/> PF/ <input type="checkbox"/> PM	LEG 2 ix <input type="checkbox"/> PF/ <input type="checkbox"/> PM	Reason Code	Comments
------------------------	--	--	-------------	----------

AIRCRAFT GROUND AND PRE-FLIGHT OPERATIONS

1 Flight preparation				
2 Briefings				
3 Starting Engines				
4 Taxi Operations				

TAKE-OFF

1 Pretake-off/Line-up				
2 Take-off Roll				
3 Rotation/Lift-off				

CLIMB

1 Relevant Checklist				
2 Airspeed Control				
3 Departure Procedure				

CRUISE

1 Monitor flt progress				
2 FMS/Navigation				

DESCENT

1 Descent Planning				
2 Checklists &Descent Profile/Speed				
3 Holding(if appl)				

APPROACH

1 Approach Briefing				
2 Precision APP				
3 Non-Precision APP				
4 Visual App				

LANDING

1 Flare/Touchdown				
2 Normal landing				
3 Crosswind Landing				

AFTER LANDING AND POST-FLIGHT OPERATIONS

1 Taxi Operations				
2 Relevant checklists				
3 Parking procedure				

ATC Communications : Satisfactory; Unsatisfactory Comments: _____**X Data on initial operational line training on type before first successful line check**

Number of sectors: _____ Number of hours: _____ Hand-flown Ldgs xi _____ Xwind : _____

ADDITIONAL COMMENTS:

- i ICAO 3 letter code of the operator.
- ii ICAO aircraft type designator(see <http://www.icao.int/anb/ais/8643/index.cfm>)
- iii Line check results are recorded for the initial and second line check after the first type-rating. In case of a recheck after a failed check, tick the “Repeat afte failure”checkbox as well as the appropriate “Initial”or“Second”checkbox.
- iv State that issued the license.
- v The MPL graduate number from the ATO is a unique ID number needed to track individual records for progress analysis, but does not require identification details.
- vi A minimum of two sectors is required, one as PF and the other as PM. Enter the 4-letter ICAO code for the departure and arrival acrodromes.
- vii Approved training organization for MPL graduate. Insert N/A for CPL/ATPL holder.
- viii SOP: standard operating procedures used by the operator.
- ix Task grades for performed sub-task to be inserted for each leg in the leg 1 or 2 column.
- x This data is required but only for the initial line training after MPL graduation.
- xi Insert the total number of hand-flown landings and, among those, the number of hand flown crosswind landings(≥ 10 knots of crosswind component)performed by the candidate as PF during line training.

Core フェーズ技能確認評価票

訓練生氏名	
評価者のチェック項目	
Achievement record が完成しているか	<input type="checkbox"/>
知識試験に合格しているか	<input type="checkbox"/>
訓練生のフライトログ記載	<input type="checkbox"/>
訓練生の飛行訓練記録	
技能確認の見極め	
年月日	

合格/不合格	評価者氏名	
機番	評価者のサイン	飛行時間

各エレメントに係る飛行評価の結果を下記により表示する。

v-可

X-不可

N-免除

Core フェーズ技能確認評価票

訓練達成記録、飛行基準に基づくコンピテンシーユニット及びエレメントの飛行に関する評価

Basic フェーズ技能確認評価票

訓練生氏名			
評価者のチェック項目 Achievement record が完成しているか <input type="checkbox"/> 知識試験に合格しているか <input type="checkbox"/> 訓練生のフライトログ記載 <input type="checkbox"/>		訓練生の飛行訓練記録 <input type="checkbox"/> 技能確認の見極め <input type="checkbox"/> 年月日	
合格/不合格	評価者氏名		
機番	評価者のサイン	飛行時間	

FTO上で不合格となった各CU、CEが一定の技能を有していると求められる場合は再評価は可能である。

各エレメントに係る飛行評価の結果を下記により表示する。

✓ - 可

X - 不可

N - 免除

飛行前航空知識の評価			
	X / ✓ / N		X / ✓ / N

Basic フェーズ技能確認評価票

訓練達成記録、飛行基準に基づくコンピテンシーユニット及びエレメントの飛行に関する評価

Intermediate フェーズ技能確認評価票

訓練生氏名			
評価者のチェック項目			
Achievement record が完成しているか	<input type="checkbox"/>	訓練生の飛行訓練記録	<input type="checkbox"/>
知識試験に合格しているか	<input type="checkbox"/>	技能確認の見極め	<input type="checkbox"/>
訓練生のフライトログ記載	<input type="checkbox"/>	年月日	
合格/不合格	評価者氏名		
機番	評価者のサイン		飛行時間

FTO上で不合格となった各CU、CEが一定の技能を有していると求められる場合は再評価は可能である。

各エレメントに係る飛行評価の結果を下記により表示する。

✓-可

X-不可

N-免除

飛行前航空知識の評価			
	X / ✓ / N		X / ✓ / N

Intermediate課程 飛行評価記録書

訓練達成記録、飛行基準に基づくコンピテンシーユニット及びエレメントの飛行に関する評価

航空從事者指定養成施設訓練修了報告書

養成施設名	
コース名/人数	

(暫定)

養成施設の指定及び課程の限定承認に係る審査報告書

年　月　日

報告者　官職・氏名

設置者の氏名	
管理者の氏名	
養成施設の名称	
養成施設の所在地	
申請の行われた 養成施設の課程	
審査実施期間	

養成施設の概要 及び審査の所見	
判定	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

事 項	適	否
1. 設置者		
1. 1 欠格者でないこと		
1. 2 養成施設運営能力		
1. 3 法人の場合の役員が欠格者でないこと		
1. 4 安全管理体制の構築ができていること		
講評		
2. 管理者		
2. 1 年令		
2. 2 欠格者でないこと		
2. 3 養成施設管理能力		
2. 4 養成についての知識・経験		
2. 5 安全管理体制の管理ができていること		
講評		
3. 学科教育組織		
3. 1 組織と教官数		
3. 1. 1 主席学科教官の配置		
3. 1. 2 科目ごとの学科教官の配置		
3. 1. 3 学科教官（任用・技倅保持等）教育及び管理		
3. 1. 4 学科教官の任用の判定		
3. 2 学科教官		
3. 2. 1 年令		
3. 2. 2 技能証明等の保有又は資格・経歴要件		
3. 2. 3 教官任用教育修了		
講評		

事 項	適	否
6. 2 実技教育施設		
6. 2. 1 訓練飛行場 名称 代替飛行場 名称		
6. 2. 2 模擬飛行装置		
6. 2. 3 訓練用航空機 総機数 機 型		
6. 2. 4 飛行規程		
講評		
7. 教育課程		
7. 1 学科教育の科目並びに科目ごとの教育時間数	総時間数	
7. 2 実技教育	総時間数	
7. 3 最大養成数	名	
7. 4 年間標準養成数	名	
講評		
8. 技能審査方法		
8. 1 技能審査方式（再審査含む）		
8. 2 判定基準の水準		
講評		

事 項	適	否
9. 養成施設の適確な運営のための制度		
9. 1 教官に係る管理に関する制度		
9. 2 技能審査の結果についての評価に関する制度		
9. 3 教育施設の維持管理に関する制度		
9. 4 教育実績の記録の管理に関する制度		
9. 5 養成施設が自ら行う監査に関する制度		
講評		
10. 教育実績	適	否
10. 1 基礎課程または、操縦に2人を要する飛行機への技能証明課程若しくは 限定変更課程の指定がある。		
10. 2 いずれかの課程の修了者が6名以上	名	
講評		
11. 訓練プログラム	適	否
11. 1 COREフェーズ		
11. 2 BASICフェーズ		
11. 3 INTERMEDIATEフェーズ		
11. 4 ADVANCEDフェーズ		
講評		

(本承認)

養成施設の指定及び課程の限定承認に係る審査報告書

年 月 日

報告者 官職・氏名

設置者の氏名	
管理者の氏名	
養成施設の名称	
養成施設の所在地	
申請の行われた 養成施設の課程	
審査実施期間	

養成施設の概要 及び審査の所見	
判 定	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

事 項	適	否
1. 設置者		
1. 1 欠格者でないこと		
1. 2 養成施設運営能力		
1. 3 養成の実績		
1. 4 法人の場合の役員が欠格者でないこと		
1. 5 安全管理体制の構築ができていること		
講評		
2. 管理者		
2. 1 年令		
2. 2 欠格者でないこと		
2. 3 養成施設管理能力		
2. 4 養成についての知識・経験		
2. 5 安全管理体制の構築ができていること		
講評		
3. 学科教育組織		
3. 1 組織と教官数		
3. 1. 1 主席学科教官の配置		
3. 1. 2 科目ごとの学科教官の配置		
3. 1. 3 学科教官（任用・技倅保持等）教育及び管理		
3. 1. 4 学科教官の任用の判定		
3. 2 学科教官		
3. 2. 1 年令		
3. 2. 2 技能証明等の保有又は資格・経歴要件		
3. 2. 3 教官任用教育修了		
講評		

事項	適否		
4. 実技教育組織			
4. 1 組織と教官数			
4. 1. 1 主席実技教官の配置及び研修・訓練の実施			
4. 1. 2 グループ担当教官の配置			
4. 1. 3 訓練生と教官の比率			
4. 1. 4 特殊資格の保有率（計器飛行証明等）			
4. 1. 5 実技教官（任用・技倅保持等）教育及び管理			
4. 1. 6 実技教官の任用の判定			
4. 2 実技教官			
4. 2. 1 年令			
4. 2. 2 技能証明等の保有又は経歴要件			
4. 2. 3 航空経歴			
4. 2. 4 教官任用教育修了			
講評			
5. 技能審査員			
5. 1 年令			
5. 2 欠格者でないこと			
5. 3 技能証明等の保有			
5. 4 航空経歴			
講評			
6. 教育施設			
6. 1 学科教育施設			
6. 1. 1 教室等			
6. 1. 1. 1 教室配置			
6. 1. 1. 2 教室面積	m ²	教室数	室
6. 1. 1. 3 建物			
6. 1. 1. 4 照明			
6. 1. 1. 5 机・椅子			
6. 1. 1. 6 黒板その他の設備			
6. 1. 2 教材等			
6. 1. 2. 1 教科書、参考書等			
6. 1. 2. 2 実習教材			

事 項	適	否
6. 実技教育施設		
6. 2. 1 訓練飛行場 名称		
代替飛行場 名称		
6. 2. 2 模擬飛行装置		
6. 2. 3 訓練用航空機 総機数	機	型
6. 2. 4 飛行規程		
講評		
7. 教育課程		
7. 1 学科教育の科目並びに科目ごとの教育時間数	総時間数	
7. 2 実技教育	総時間数	
7. 3 最大養成数	名	
7. 4 年間標準養成数	名	
講評		
8. 技能審査方法		
8. 1 技能審査方式 (再審査含む)		
8. 2 判定基準の水準		
講評		

事 項	適	否
9. 養成施設の適確な運営のための制度		
9. 1 教官に係る管理に関する制度		
9. 2 技能審査の結果についての評価に関する制度		
9. 3 教育施設の維持管理に関する制度		
9. 4 教育実績の記録の管理に関する制度		
9. 5 養成施設が自ら行う監査に関する制度		
講評		
10. 教育実績		
10. 1 基礎課程または、操縦に2人を要する飛行機への技能証明課程若しくは 限定変更課程の指定がある。		
10. 2 いずれかの課程の修了者が6名以上	名	
10. 3 実地試験合格率80%以上	%	
講評		
11. 訓練プログラム		
11. 1 COREフェーズ		
11. 2 BASICフェーズ		
11. 3 INTERMEDIATEフェーズ		
11. 4 ADVANCEDフェーズ		
講評		

限定変更の承認に係る審査報告書

年 月 日

報告者 官職・氏名

設置者の氏名	
管理者の氏名	
養成施設の名称	
養成施設の所在地	
指定番号	
申請の行われた 養成施設の課程	
審査実施期間	

	国家試験免除科目
	養成施設の概要 及び審査の所見
判 定	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

事 項	適	否
1. 学科教育組織		
1. 1 組織と教官数		
1. 1. 1 主席学科教官の配置		
1. 1. 2 科目ごとの学科教官の配置		
1. 1. 3 学科教官（任用・技倅保持等）教育及び管理		
1. 1. 4 学科教官の任用の判定		
1. 2 学科教官		
1. 2. 1 年令		
1. 2. 2 技能証明等の保有又は資格・経歴要件		
1. 2. 3 教官任用教育修了		
講評		
2. 実技教育組織		
2. 1 組織と教官数		
2. 1. 1 主席実技教官の配置		
2. 1. 2 グループ担当教官の配置		
2. 1. 3 訓練生と教官の比率		
2. 1. 4 特殊資格の保有率（計器飛行証明等）		
2. 1. 5 実技教官（任用・技倅保持等）教育及び管理		
2. 1. 6 実技教官の任用の判定		
2. 2 実技教官		
2. 2. 1 年令		
2. 2. 2 技能証明等の保有又は経歴要件		
2. 2. 3 航空経歴		
2. 2. 4 教官任用教育修了		
講評		
3. 技能審査員		
3. 1 年令		
3. 2 欠格者でないこと		
3. 3 技能証明等の保有		
3. 4 航空経歴		
講評		

事項	適否
4. 教育施設	
4. 1 学科教育施設	
4. 1. 1 教材等	
4. 1. 1. 1 教科書、参考書等	
4. 1. 1. 2 実習教材	
4. 2 実技教育施設	
4. 2. 1 訓練飛行場 名称	
代替飛行場 名称	
4. 2. 2 模擬飛行装置	
4. 2. 3 訓練用航空機 総機数	機型
4. 2. 4 飛行規程（正規又は訓練用）	
4. 2. 5 整備施設	
4. 2. 6 実習工場	
4. 2. 7 実習用材料の保管	
4. 2. 8 実習用工具等	
講評	
5. 教育課程	
5. 1 学科教育の科目並びに科目ごとの教育時間数	総時間数
5. 2 実技教育の科目並びに科目ごとの教育時間数	総時間数
5. 3 最大養成数	名
5. 4 年間標準養成数	名
講評	
6. 技能審査方法	
6. 1 技能審査方式（再審査含む）	
6. 2 判定基準の水準	
講評	

事 項	適	否
7. 教育実績		
7. 1 実地試験合格率 80%以上	%	
講評		

文書番号

不 指 定 通 知 書

(指定申請者名) 殿

年 月 日 付け をもって申請のあった航空法第29条第4項の航空従事者の養成施設の指定の件については、下記のとおり、指定しないこととしたので通知する。

記

1. 申請のあった養成施設名
2. 技能証明の資格等に係る課程
3. 指定しない理由

年 月 日
国土交通大臣 印

文書番号

不承認通知書

(限定申請者名) 殿

年月日付け をもって申請のあった限定の変更については、下記のとおり承認しないこととしたので通知する。

記

1. 指定航空従事者養成施設名
2. 技能証明の資格等に係る変更を行う課程
3. 承認しない理由

年月日
国土交通大臣 印

技能審査員能力認定試験成績報告書

総合判定

受験者調書

ふりがな	生年月日	年 月 日
氏名		

技能審査に従事しようとしている指定養成施設の課程

技能証明等	飛行経歴又は整備経歴			
No.	総飛行時間	時間 分	(整備経歴)	
No.	機長時間	時間 分		
No.	操縦教育時間	時間 分		
No.				
現住所	電話番号			
連絡先 (会社団体等)	電話番号			
試験の実施				
口述	期日 年 月 日	場所	試験官	
実技	基本技術	期日 年 月 日	場所	試験官
	実機	期日 年 月 日	場所	試験官
	SIM/CPT等	期日 年 月 日	場所	試験官

	判 定
要件審査	

成 績 表

試 験 科 目	判 定		
	基本技術	実 機	SIM/CPT等
口 述 試 験			
指 定 書 ・ 教 育 規 程			
航 空 に 関 す る 知 識			
実 技 試 験			
口 述 審 査 法			
実 技 審 査 法			
備 考			
特記事項 受験者は、限定技能審査員である。 <路線慣熟実施日> 1. ○年○月○日 2. ○年○月○日 3. ○年○月○日 4. ○年○月○日 <講評実施日> ○年○月○日			

備考欄には、被審査者に関する事項、実技審査法の試験方法等を記入すること。
受験者が限定技能審査員である場合には、特記事項に路線慣熟及び講評の実施日等を記入すること。

文書番号

認定書

(申請者名) 殿

航空法施行規則第50条の4第5号及び同規則第50条の8の規定に基づき、下記について、技能審査員の要件を備えていることを認定する。

記

1. 技能審査員氏名
2. 養成施設の名称
3. 教育課程
4. 有効期限
5. 特記事項
 - ・模擬飛行装置又は飛行訓練装置による技能審査に限定した技能審査員
(※限定技能審査員の場合は上記を付記すること。)

年月日
国土交通大臣印

文書番号

不認定通知書

(申請者名) 殿

年　月　日付け　　をもって申請のあった技能審査に関する認定については、
下記のとおり認定しないこととしたので通知する。

記

1. 技能審査員候補者氏名
2. 養成施設の名称
3. 教育課程
4. 認定しない理由

年　月　日
国土交通大臣　印

指定養成施設隨時検査報告書

指定養成施設名	
課程名	
実施日	
報告者氏名	
検査理由	
検査内容 及び所見	

(余白)

附則（平成24年3月28日付け国空航第824号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成26年1月21日付け国空航第849号）

この要領は、平成26年1月31日から施行する。

附則（平成29年3月31日付け国空航第11577号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和2年12月22日付け国空航第2715号）

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附則（令和3年6月10日付け国空航第450号）

この要領は、令和3年6月10日から施行する。

附則（令和3年10月4日付け国空航第1517号）

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附則（令和4年3月29日付け国空航第3037号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和6年9月25日付け国空安政第700号）

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則（令和7年3月27日付け国空安政第2888号）

この要領は、令和7年3月27日から施行する。

附則（令和7年11月27日付け国空安政第1903号） UPRT (Upset Prevention and Recovery Training) に関する改正

1. 本要領は、令和7年11月27日から施行する。ただし、令和10年3月31日までは、なお従前の例によることができる。